

【子どもアドボカシー基礎講座】

訪問アドボカシーとは

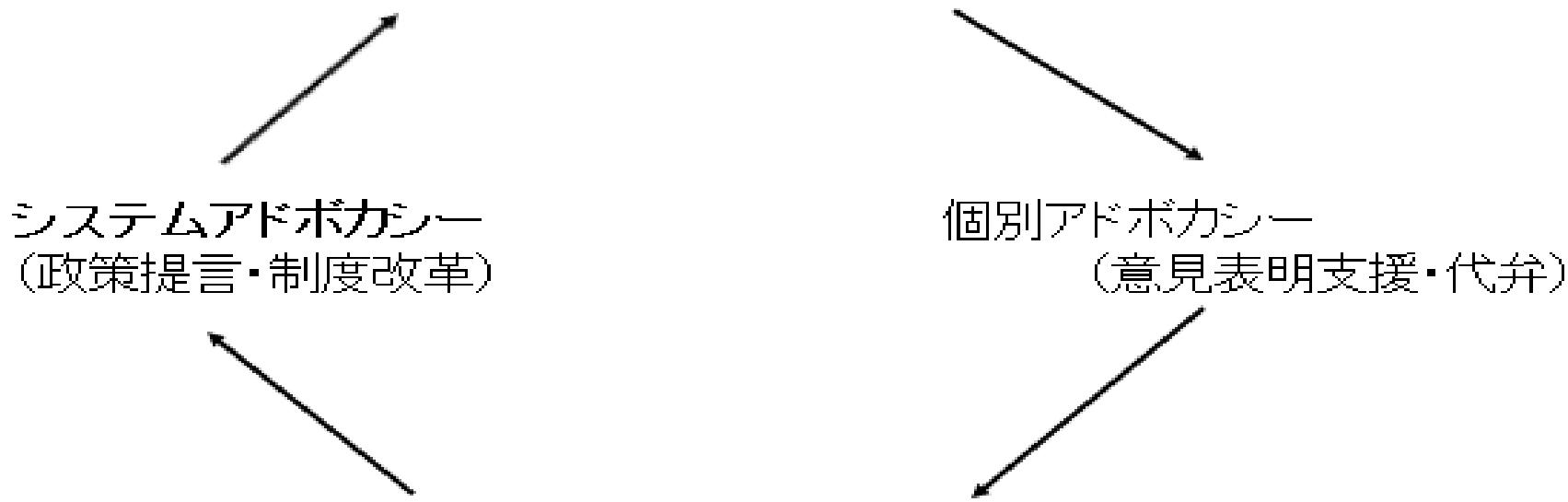
堀 正嗣

I.イギリスにおける問題基盤アドボカシーと訪問アドボカシー

個別アドボカシーとシステムアドボカシー

アドボカシー理解の枠組

子どもが経験する問題の根本原因は制度にある。
制度改革は個別課題のより良い解決を支援する



現行システム下では多くの個別問題の解決が不可能である。個別アドボカシーはシステムアドボカシーの必要性を提示し、どのような改善が必要か教えてくれる。

(From Office of the Child, Youth and Family Advocate 1997, p.3)

個別アドボカシー①：問題基盤アドボカシー

危機的状況に対処するために、専門的かつ個別に行われる短期間のアドボカシーです。

特定の問題や状況のために必要とされるアドボカシーであり、継続的な支援を目的とするものではありません。

特定の問題の解決に焦点を当ててアドボカシーが行われ、目的が達成されたときに終結を迎えます。

仕事が終わると、アドボケイトはあなたに「さよなら」を言います。
もしさまたアドボケイトが必要になつたら、連絡を取ることができます。

*Cornwall Advocacy ホームページより

(<http://cornwalladvocacy.org.uk/content/projects/issueBasedAdvocacy.php>)

個別アドボカシー②：訪問アドボカシー

私たちは、学校の寄宿舎、チルドレンズホーム（児童養護施設）、触法障害児施設（secure psychiatric units）、里親家庭等の全国の様々なシステムから、様々な立場所に、子どもたちが行政やサービス提供団体等のシステムから、どのように独り立ちした人と話すことができ、また支援を受けることができるようになりました。このための訪問アドボカシーサービスを提供してきました。

このサービスのねらいは、行政からもサービス提供団体からも完全に一ちを自立した人の定期訪問により、ケア下にある子どもボイドもケチアドボタイトの願いをはいを解消し、しと保護間に信頼関係を築きます。定期訪問によって、子との紛争や困難を解決し、現する能力を高め、子どもたちも子どもたちが参画できるように支援します。

Coram Voice (2016) *Visiting Advocacy*
(<http://www.coramvoice.org.uk/professional-zone/visiting-advocacy>, 2016/03/04)

個別アドボカシー②：訪問アドボカシー

支援方法：

- ・訪問アドボケイトは生活施設を定期訪問する——通常2週間に1回・障害児施設等は毎週
- ・子どもへのサービス提供団体と連携する。
- ・訪問アドボケイトはアドボカシー管理者からスーパーバイズを受ける。管理者は半年ごとのサービス評価を行う。

訪問アドボケイトの資質：

- ・子どもに関する専門的な仕事の経験がある。
- ・子どもとも専門職とも協力して仕事を行うことができる優れた対人関係能力がある。
- ・子どもの権利と行政の法的責任に関する知識がある。
- ・ケア基準と施設の法的義務に関する知識がある。

訪問アドボケイトの業務：

- ・子どもが感じている困り事や心配事を傾聴する。
- ・子どもが問題を解決できるように支援する。通常はスタッフと連携する。
- ・『子どもアドボカシーサービス提供のための全国基準』に従う。
- ・子どもの権利を促進する。

独立訪問員とアドボケイト

- 獨立訪問員 (Independent Visitor)

これは長期にわたる関係性である。独立訪問員には2年間の継続的な訪問が求められる。

⇒施設などを定期的に訪問し、一緒に遊んだり、外出したり、遊園地に行くなどの交流を行う。

独立訪問員とアドボケイト

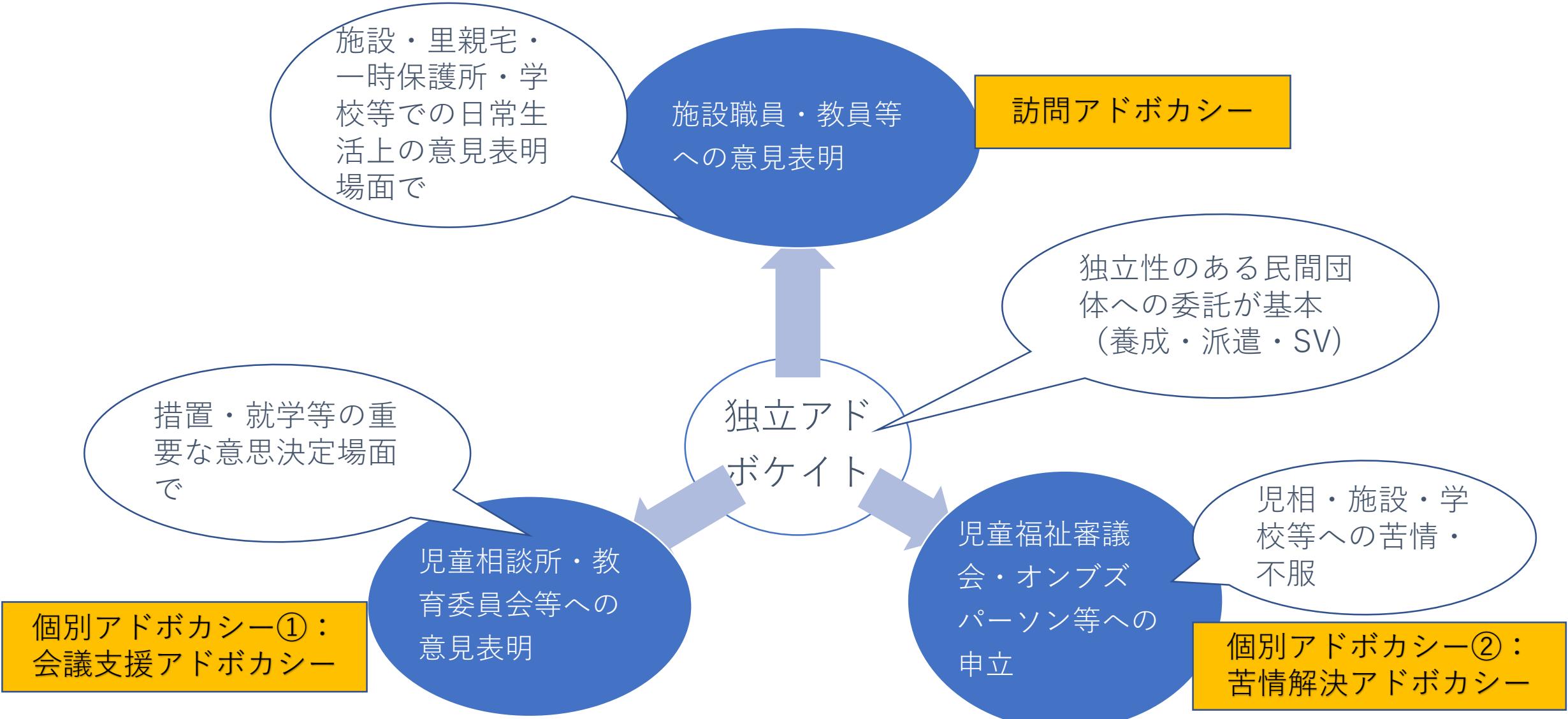
・アドボケイト

アドボケイトは、意思決定が行われる際に子どもの声が聴かれるように支援する人であって、行政やサービス提供団体から独立している。アドボケイトは子どもが会議の過程を理解できるように支援する。アドボケイトは子どもが意見、希望、気持ちを自分で伝えられるようにエンパワーする。あるいは子どものために彼らの希望を代弁する。

0歳から21歳までのすべての傷つきやすい子どもたちがアドボケイトを利用できる。障害があると判定された子どもたちを含めて、ケア下の子どもたち、リービングケアの子どもたち、ニーズのある子どもたちが利用できる。子どもは自分に関する計画策定や決定が行われる際に、アドボケイトを依頼することができる。これは短期の関係性である。

2.日本における個別（問題基盤）アドボカシーと訪問アドボカシー

日本における個別アドボカシーと訪問アドボカシー

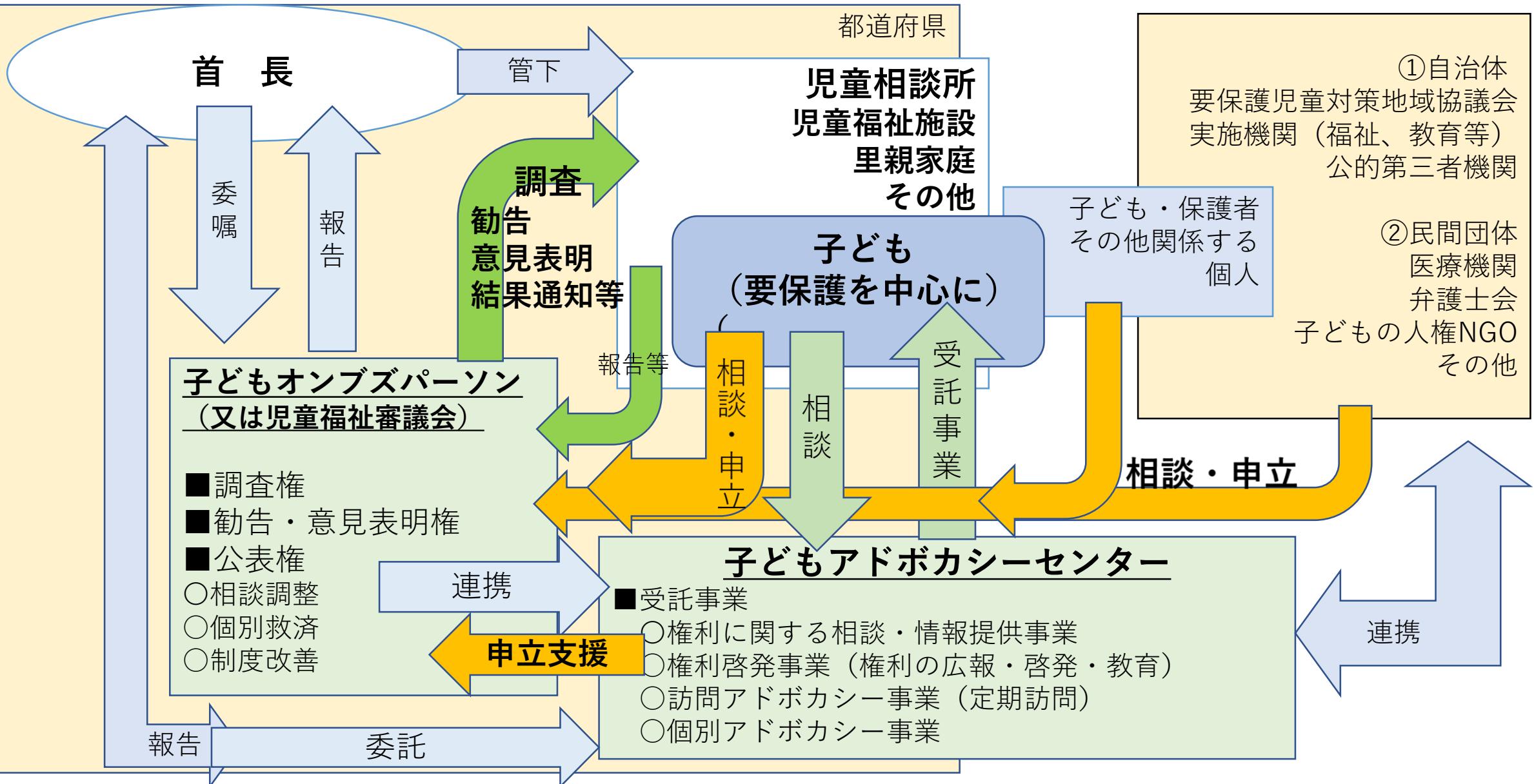


子どもの権利擁護の枠組み

別紙：「子どもの権利擁護の枠組み：（あるべき姿のイメージ）」

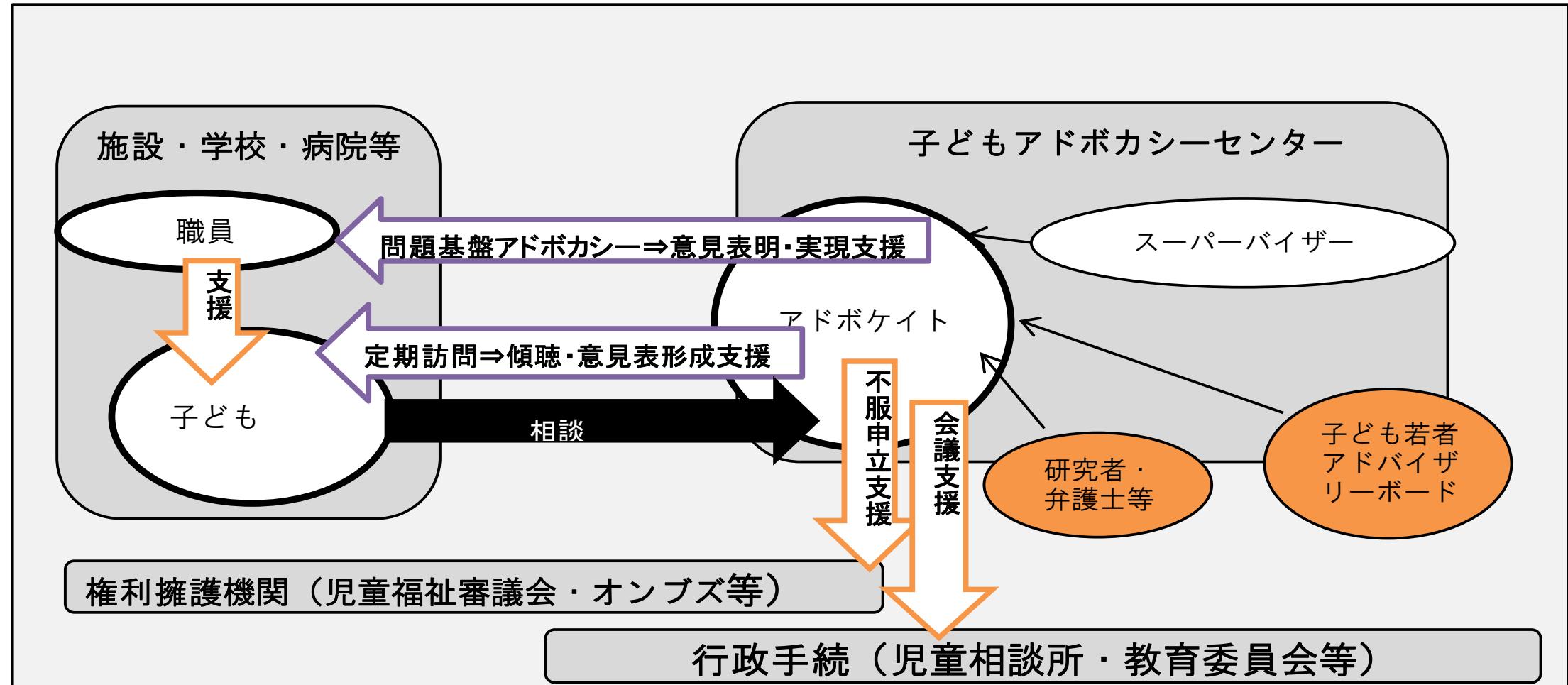
厚生労働省・子どもの権利擁護に関するワーキングチーム
(2021年5月21日) 提出資料（「子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ（素案）」資料）

子ども福祉において求められる権利擁護制度



3.訪問アドボカシーの枠組・意義・プロセス

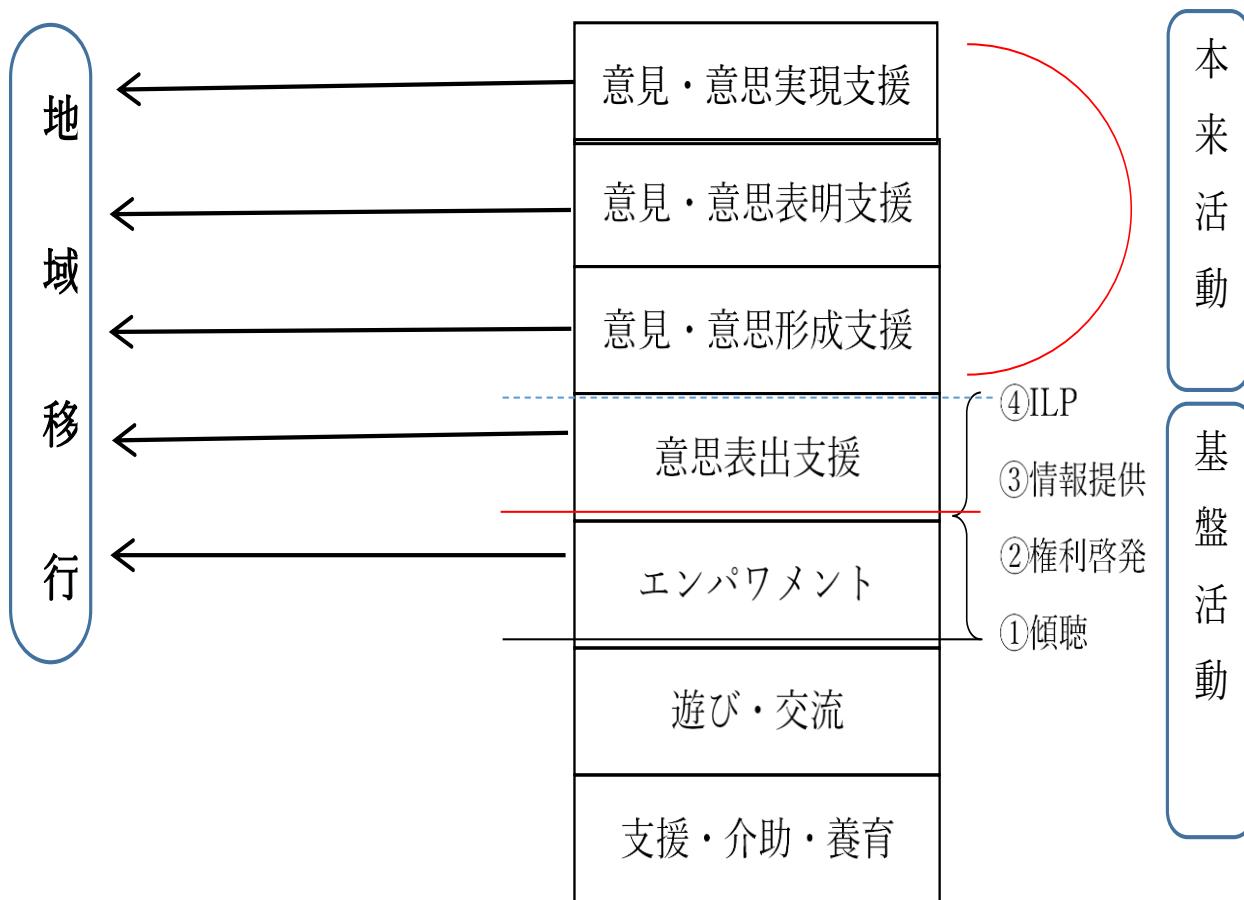
訪問アドボカシーの枠組



訪問アドボカシーの意義

- (1) 措置などの重大な意思決定の際にアドボカシーを利用できるようにするためには、その準備段階として、日常生活におけるアドボケイトへのアクセスを保障することが必要だということ。
- (2) 日常生活上の意見表明におけるアドボカシーの利用経験がなければ、重大な意思決定におけるアドボカシーの利用も困難なこと。
- (3) 日常生活上の意見表明は、それ自体子どもの権利であり、アドボケイトによる支援が求められること。
- (4) 子どもの権利についての啓発や情報・経験の提供などのエンパワメント支援が、アドボカシー利用の準備段階として必要であること。
- (5) 施設内における虐待等の権利侵害を防止し、あるいは虐待等からの権利救済を行う上で、訪問アドボカシーが有効であること。

訪問アドボカシーのプロセス



フォーマルアドボカシーと独立アドボカシー

	施設職員	訪問アドボケイト
長所	<ul style="list-style-type: none">利用者と親しい、信頼がある利用者の背景に関する知識がある日常生活における意思決定支援／意見表明支援と一体的にアドボカシーが展開できる生活環境や支援方法を変化させることにより意見実現支援を行うことができる	<ul style="list-style-type: none">アドボカシーの原則・スキルに関する知識や経験を持っている独立した第三者であり利用者の側だけに立つことができる養護や支援等を行わないため、利用者が人間関係を考慮する必要がないアドボカシー以外のアジェンダをもたないアドボカシーのためだけに時間を確保できる
短所	<ul style="list-style-type: none">アドボカシーの原則・スキルについて知識や経験を持たないことがある施設を運営する法人に雇用されており独立性がない利用者は職員との人間関係に影響することを恐れているかもしれないアドボカシーに優先するアジェンダを持っているかもしれない業務が多忙であり傾聴や意見形成支援を行う時間的余裕がない職員が虐待を行う場合がある	<ul style="list-style-type: none">利用者のことをよく知らず、信頼関係の形成が必要訪問時間が限られているアドボカシーを行う以外の業務や権限を持たないため意見実現支援が困難強い信頼関係を形成し利用者が喪失体験を伴うかもしれない施設職員による支援を混乱させる可能性がある